

地球温暖化対策実行計画の 進捗報告について

2024年6月4日



ZERO CARBON
HOKKAIDO
SETANA

1. せたな町地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)について

せたな町



せたな町地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)は、令和5(2023)年度のゼロカーボン推進協議会で委員の皆様から頂いたご意見及び環境省・北海道庁への意見照会と頂いたアドバイスをふまえて、令和5(2023)年11月に策定し、町のホームページ上で公表しました。

**2013年度の基準年に対し、2032年度にはせたな町全域で50.9%
せたな町役場全体では57.0%の削減を目指しています**

計画策定の背景

わが国では、2015年に、2030年度を目標年として2013年度比で26%、2005年度比で25.4%と認定した排出削減目標を提出しました。2020年3月には第2次約束を提出し、2050年に近い時期に脱炭素社会を実現する努力を表明しました。その後、2021年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

北海道では2020年3月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、2021年3月に「北海道地球温暖化対策推進計画(第3次計画)」を策定しました。再生可能エネルギーと森林吸収源など、北海道の強みを最大限活用し、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進め、2050年までに、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を開始しました。

計画の目的

本計画は、「第2次せたな町総合計画」の将来像「輪になってつなぐ「せたな」の夢未来～みんなが主役 笑顔あふれるまちづくり～」及び「せたな町地域エネルギービジョン」の将来像「地域エネルギーの地産・地消でまちづくり～みんなで取り組むエネルギーの地産・地消～」を目指してゼロカーボンシティを実現していくため、豊かな地域資源の活用、省エネ・省資源対策をより一層推進することを目的とします。

対象とする範囲

計画の対象範囲は、区域施策編についてはせたな町全域、事務事業編については、町が行う全ての事務・事業及び町が所有するすべての施設とします。なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外ですが、可能な限り受託者に対して、計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請することとします。

2. せたな町地球温暖化対策実行計画の進捗について

本日皆様にご確認頂きたい事項

事務事業編について

せたな町役場全体の取り組みについての計画・目標に対する、現時点の進捗状況の調査結果についてご報告します。

資料4-2 「せたな町 地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 令和5年度 進捗状況調査結果」

- ・「せたな町役場全体の進捗状況」について
- ・「今後の取り組み」について

を用いて、後ほどご説明します。

本調査結果の取り扱いについて

進捗調査結果については、今後、せたな町役場ホームページに公表していきます。

区域施策編について

北海道庁にて、令和6（2024）年 2月 21日（水）から3月22日（金）の期間に、
「市町村の地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する北海道の環境配慮基準（素案）」に対する道民への意見募集（パブリックコメント）が実施されました。

せたな町が設定した促進区域の考え方と大きく異なる部分があり、 せたな町として提出した意見内容をご説明します。

3. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準(素案)(1)

北海道



道は、令和3年6月に行われた地球温暖化対策の推進に関する法律の改正を受け、市町村の地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する北海道の環境配慮基準(素案)を取りまとめました。

地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準に係る素案

基準策定の趣旨

都道府県は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものとして、市町村が促進区域を定めるに当たって遵守すべき国の基準に上乘せ・横出しする基準(都道府県基準)を定めることができるとされた(法第21条第6項及び第7項)ことから、道では、地域の実情に応じて環境の保全に適正に配慮し、地域の再生可能エネルギーの導入を促すとともに、市町村が適正に環境に配慮し、地域に貢献するものとして、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら促進区域を設定し、地域に貢献する地域脱炭素化促進事業が推進されるよう、促進区域の設定に関する北海道の環境配慮の基準(以下「基準」という。)を定めることとしました。

対象とする地域脱炭素促進施設の種類

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 再生可能エネルギー発電施設</p> <ul style="list-style-type: none">・太陽光発電施設・風力発電施設(洋上に設置するものを除く)・中小水力発電施設(出力が30,000kW未満のものに限る)・地熱発電施設(探査に係る調査のための掘削設備を含む)・バイオマス発電施設 | <p>(2) 再生可能エネルギー熱供給施設</p> <ul style="list-style-type: none">・太陽熱供給施設・大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設
(地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱)・地熱供給施設・バイオマス熱供給施設 |
|---|---|

対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等

- ・太陽光発電施設のうち、最大発電量が10kW未満で、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- ・太陽熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- ・大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの

3. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準(素案)(2)

基本的な考え方

北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するため次の考え方を基本に基準を策定した。

- 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全
- 災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全
- 北海道の基幹産業である第一次産業、観光産業などが有する重要機能を支える環境の保全

基準の概要

(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」を定める。

区 域 名			
砂防指定地	地すべり防止区域	ぼた山崩壊防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域	災害危険区域	保安林	保安林予定森林
地域森林計画対象森林	河川区域	国指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	道指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)
生息地等保護区（法）	生息地等保護区（条例）	保護林	IBA (Important Bird and Biodiversity Areas) (市街地を除く)
植生自然度10の区域	道自然環境保全地域	学術自然保護地区	ラムサール条約湿地
世界自然遺産	国立公園及び国定公園の特別地域	国立公園及び国定公園の普通地域で 植生自然度8・9・10の地域	北海道立自然公園の特別地域
北海道立自然公園の普通地域で 植生自然度8・9・10の地域	自然景観保護地区	環境緑地保護地区	要措置区域
世界文化遺産	国指定重要文化財	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道指定有形文化財
北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	市街化調整区域	農用地区域内農地	甲種農地
海岸保全区域			

3. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準(素案)(3)

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」を定める。

環境配慮事項	収集すべき情報
水の濁り	水資源保全地域、水道原水取水地点、公共用水域の水質測定結果、さけますふ化場・養殖場
騒音	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）
地形・地質	重要な地形・地質の状況
土地の安定性	土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、河川保全区域、河川予定地、道路区域、漁港区域、一般公共海岸区域
反射率	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）
動物	国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区（離島のみ）、道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区（離島のみ）、緑の回廊、保護水面、資源保護水面、重要湿地、動物の分布状況、KBA、IBA の市街地、マリーン IBA、レッドリスト掲載種、指定希少野生動植物種
植物	保護水面、資源保護水面、特定植物群落、植生自然度8・9の区域、巨樹・巨木林、レッドリスト掲載種、指定希少野生動植物種
生態系	重要湿地、重要里地里山、重要海域、北海道湿原保全マスタープラン掲載の湿原、自然再生の対象となる区域、緑の回廊、KBA、植生自然度8・9の区域
眺望景観	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度7以下の地域、北海道立自然公園の普通地域で植生自然度7以下の地域、ジオパーク、長距離自然歩道、風致地区、景観計画区域、景観重要建造物、景観重要樹木、アイヌの人たちなどの(重要)文化的景観
触れ合いの場	長距離自然歩道、身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）、特別緑地保全地区
その他北海道が必要と判断	公園、下水道、都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）、国指定文化財（重要文化財を除く）、国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）、北海道指定文化財（有形文化財を除く）、北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）、記念保護樹木、形質変更時要届出区域、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域、第1種農地、漁業許可、（各種）漁業権、増殖河川、森林施業を実施・計画している区域、保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）

4. 北海道の環境配慮基準(素案)に対するせたな町の意見(1)

北海道が公表した「環境配慮基準（素案）」に対して、以下の通り、せたな町としての意見を提出しました。

保安林と、地域森林計画対策森林

提出意見

太陽光以外の再エネ発電施設に関する基準においては保安林及び地域森林計画対象森林について、促進区域から除外せずに考慮対象事項とすべきと考える。なお、太陽光発電施設については、風力発電施設に比べて発電量は小さいが利用面積が大きくなるので、素案どおりで良いと考えている。

理由

保安林は森林法で既に強く規制されており、同法に基づく保安林の指定の解除の規定があり、地域森林計画対象森林についても、森林法において開発行為の許可申請等にて定めていることから、当該箇所で陸上風力発電施設の脱炭素化促進事業を進めることができるのか否かは、森林法に基づく手続の中で判断されるべきと考えられる。なお、せたな町では昨年の11月に施行したせたな町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）で設定している地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定しているが、保安林と地域森林計画対象森林を一律で除外区域と設定された場合、せたな町で設定した陸上風力発電事業に係る促進区域の約8割が減少し、せたな町の地域脱炭素化促進事業の目標達成が困難になる。

また、北海道全体で考えた場合では、この項目を一律で除外した場合約7割の面積が除外区域となるため、国や道の再エネ導入の政策に大きな影響があると考えられる。特に陸上風力発電事業は基本的には住宅等から離れた場所でないとい実施できず、実質北海道では促進区域で行う陸上風力発電の促進事業は実施できないと考えられ、地域の経済活性化等の地方創生にはつながらない従前の再エネ事業が実施されることとなる。

それに加え、除外区域と公表された場合、地域住民からは当該区域での再エネ開発に反対のイメージを持ち、従前の再エネ事業の妨げにもつながると考えられ、北海道全体で大きな影響がある項目については、一律で除外区域とするのではなく、考慮対象事項とし、特に環境保全が必要な区域については各種規制等で管理し、適切な場所で地域課題解決に資する再エネ事業を進められるようにするべきだ。

なお、太陽光発電事業については、比較的住宅等に近いエリアでも実施できるほか、陸上風力発電事業に比べて必要面積が大きいが発電量が小さいものであるため、素案どおり除外区域に設定しても問題ないと考えている。

4. 北海道の環境配慮基準(素案)に対するせたな町の意見(2)

北海道が公表した「環境配慮基準（素案）」に対して、以下の通り、せたな町としての意見を提出しました。

植生自然度10 の区域

提出意見

促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考える。

理 由

植生自然度は、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されるもので自然度が高いほど重要であることは認識するが、整備時期によっては指定範囲と実態の乖離が生じる事例があるとも認識している。そのため、促進事業の実施の可否は、促進区域から一律で除外するのではなく、該当する可能性のある範囲での事業計画については、事業者が事業計画の中で直近の空中写真などを用いて実態を調査整理し、地域の住民等が参加する協議会等で事業者と協議し判断を行うべきと考える。

国立公園及び国定公園の普通地域及びで植生自然度8・9・10の地域

提出意見

促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考える。

理 由

国立公園の普通地域については、すでに国立公園普通地域内における措置命令等における処分基準により、風力発電施設や太陽光発電施設の新築等についての基準が定めており、当該区域で地域脱炭素化促進事業が実施できるかについては、当該基準により判断するべきと考える。

また、前項で記載したとおり、植生自然度については、指定範囲と実態との乖離が生じている可能性があるため、実態調査を行い個々で判断するべきと考える。

4. 北海道の環境配慮基準(素案)に対するせたな町の意見(3)

北海道が公表した「環境配慮基準（素案）」に対して、以下の通り、せたな町としての意見を提出しました。

甲種農地

提出意見

促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考える。

理 由

甲種農地については、せたな町内に該当があるわけではないが、農用区域内農地と同様に、再生可能エネルギー施設等で活用する際には、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律により許可申請の制度が既に設定されているため、当初から促進区域から除外するのではなく、転用許可等の手続の中で規制等が行われるべきと考える。

また、農林水産省では、営農型太陽光発電の取り組みを推進し、農業者の経営改善や荒廃農地の有効活用により脱酸素に取り組んでいるため、甲種農地を促進区域から除外するという設定は国の方針にも反する内容になると考える。

海岸保全区域

提出意見

促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考える。

理 由

海岸保全区域については、再生可能エネルギー施設等で活用する際の許可申請の制度が既に設定されているため、促進区域から除外するのではなく、転用許可等の手続の中で規制等が行われるべきと考える。

4. 北海道の環境配慮基準(素案)に対するせたな町の意見(4)

北海道が公表した「環境配慮基準（素案）」に対して、以下の通り、せたな町としての意見を提出しました。

全体への意見について

提出意見

従前の条例や規制において、区域の使用が許可制や手続で利用可能となる部分については基本的には除外区域とはせず、考慮対象事項にとどめるべきと考える。

理 由

上記の記載と重複する部分もあるが、今回の除外区域でできなくなるのは、あくまで促進事業であり、再エネ事業そのものが実施できなくなるものではないということは重々承知しているが、特に道内の約 7 割程度になる保安林等が除外区域と設定されることは、地域目線では、事業者と協議会で地域課題解決のための取組を行うことができる仕組みが活用できなくなるだけでなく、地域外に再エネエネルギーと利益が流出する、従来の再エネ事業が引き続き実施されるだけではないかと考える。

また、北海道により除外区域として公表するということは、そこで再エネ事業が実施できるとしても、その区域周辺の地域住民が元々再エネ反対派ではない方々であっても反対の意見を持つきっかけとなり、通常の再エネ事業の妨げにつながることで、国の方針や道のゼロカーボン北海道の実現に逆行するのではと考える。